

事務連絡  
令和8年4月1日

関係各研究機関代表者 殿

文部科学省科学技術・学術政策局参事官（研究環境担当）付  
競争的研究費調整室

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく  
令和8年度「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について（通知）

科学技術・学術の振興を図るためには、研究費を適正に管理するとともに、有効かつ効率的に活用し、研究成果を社会に還元していくことが必要です。研究費の不正使用及び不正受給は、それを起こした者と所属する研究機関にとって重大な問題であるばかりではなく、国民の貴重な税金を原資として成り立つ、科学技術・学術振興体制への信頼を揺るがしかねない問題です。

文部科学省では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定）」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、各機関に対し、公的研究費の管理・監査に係る取組を要請しています。

ガイドラインの第7節では、「文部科学省は、ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況について、書面等による報告を機関に求め、機関は、書面等による報告を文部科学省に提出する」とされています。

つきましては、「体制整備等自己評価チェックリスト」について、別紙に示す提出方法等に従い、最高管理責任者及び監事又は監事相当職の確認を経た上で、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を用いて提出願います。

なお、文部科学省のホームページでは、[コンプライアンス教育用コンテンツ](#)、[公的研究費に係る不正事例](#)、[研究機関における特徴的な取組等](#)を掲載し、日本学術振興会のホームページでは、[eラーニング教材](#)が公開されておりますのでコンプライアンス教育だけでなく、不正防止の一助となるように活用してください。また、コンプライアンス教育においては、各機関の経費執行ルールを理解・周知に係る内容も充実させながら、引き続き、適正な公的研究費の管理の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

**【本件問合せ先】**

文部科学省科学技術・学術政策局  
参事官（研究環境担当）付競争的研究費調整室  
e-mail : kenkyuhi@mext. go. jp  
電 話 : 03-5253-4111（内線 3827, 3862）

## 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく 令和8年度「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出方法等について

### 1. 「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出が必要な機関について

文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「競争的研究費等」という。）の配分を受ける機関は、執行前に「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を提出する必要があります。

#### （1）競争的研究費等に応募する機関

チェックリストの提出期限は、一律に設定されているものでなく、競争的研究費等の制度ごとにそれぞれ設定されています（制度によって、応募前に提出することが必要な場合と採択後の契約締結までに提出することが必要な場合の二種類あります）。競争的研究費等に応募する場合は、チェックリストの提出期限について、公募要領等で確認してください。

※ただし、公募要領等において、令和7年4月以降に別途の機会では令和7年度版チェックリストを提出していた場合、新たに提出する必要はないとされている機関については、別途、令和8年12月1日（火）までに令和8年度版チェックリストを提出してください。

#### （2）令和7年度以前に採択された競争的研究費等を令和8年度に管理する機関

令和8年度は競争的研究費等に応募しないが、令和7年度以前に採択された競争的研究費等の継続分を令和8年度も引き続き管理する機関については、令和8年12月1日（火）までに令和8年度版チェックリストを提出してください。

#### （3）（1）及び（2）の両方に該当する機関

令和8年度に競争的研究費等に応募するとともに、令和7年度以前に採択された競争的研究費等の継続分を令和8年度も引き続き管理する機関については、公募要領等に記載された提出期限か、令和8年12月1日（火）のいずれか早い日までに、令和8年度版チェックリストを提出してください。

### 2. チェックリストの様式について

#### （1）様式について

令和8年度版チェックリストの様式ファイルは、令和8年4月1日（水）にe-Radにおいて公開します。

#### （2）様式の構成について

令和8年度版チェックリストの様式は、Microsoft Excelのマクロファイル形式で作成されています。一つのファイルに複数のシートがあり、以下の構成となっています。

##### ○体制整備等自己評価チェックリスト

- ・「機関情報」シート
- ・「チェック項目」シート（「チェック項目（第1節・第2節）」、「チェック項目（第3節・第4節）」、「チェック項目（第5節・第6節）」の3つのシートに分かれています。）
- ・「不正防止のための実効性ある取組事例」シート
- ・「根拠となる資料・データ等一覧」シート

##### ○添付資料1「内部監査の実施状況」シート ※

##### ○添付資料2「研修会・説明会の実施状況」シート ※

※添付資料1及び2は、科学研究費助成事業（科研費）を管理する予定（分担金を含む）のある機関は作成してください。それ以外の機関は作成する必要はありません。また、作成方法については、下記の【添付資料1及び2に関する問合せ先】にお問合せください。

### （3）根拠となる資料・データ等一覧について

「チェック項目」シートにおいて「1」を記入したチェック項目については、「根拠となる資料・データ等一覧」に根拠となる資料・データ等（不正防止計画、関係規程、研究費使用ハンドブック、監査報告書等）の名称等を記入してください。

また、留意していただきたいこととして、PDCAサイクルのうち、「Plan（計画）」の実施状況の根拠のみならず、「Do（実施・実行）」、「Check（点検・評価）」、「Action（改善）」の実施状況の根拠についても明らかにし、「根拠となる資料・データ等一覧」に根拠となる資料・データ等の名称等を記入してください。

なお、根拠となる資料・データ等は、ガイドライン第7節に定める履行状況調査等の対象となった機関から提出を求めます。また、配分機関から提出を求められることがあります。

## 3. チェックリストのダウンロード方法及び提出方法について

チェックリストの様式ファイルのダウンロード及び作成済みのチェックリストの提出は、e-Radから行う必要があります。このため、事前にe-Radへの研究機関の登録を済ませておくことが必要です。

未登録の場合は、e-Radポータルサイト（<https://www.e-rad.go.jp/>）にアクセスし、「画面上部のメニュー一覧から「登録・手続き」-「（研究機関向け）新規登録の方法」-「研究機関の登録申請」から、研究機関の登録を済ませてください（登録には通常2週間程度を要します）。

### （1）チェックリストのダウンロード方法

- ① e-Radポータルサイトにアクセスし、「研究機関事務代表者」のID・パスワードでログインする。
- ② 画面上部のメニュー一覧から「報告書の提出」-「ガイドライン報告書（チェックリスト）」を選択し、「ガイドライン報告書提出状況一覧」画面を表示させる。
- ③ 「年度」を「2026」、「府省名」を「文部科学省」、「提出先名」を「競争的研究費調整室」として検索する。

（注）「研究公正推進室」ではありませんのでご注意ください。

- ④ 表示された「ガイドライン報告書提出状況」画面の「ダウンロード」-「様式1」のアイコンから様式ファイル（iu2026checklist.xlsx）をダウンロードする。
- ⑤ 併せて「ガイドライン報告書提出状況」画面の「提出要領」のアイコンから「体制整備等自己評価チェックリスト 操作マニュアル」（manual2026.pdf）をダウンロードする。

（注）チェックリストの作成に当たっては、チェックリストの様式の各シート上の説明内容に留意するとともに、「体制整備等自己評価チェックリスト 操作マニュアル」を必ず参照してください。また、作成する際はマクロを「有効」にしてください。

### （2）チェックリストの提出（e-Radへの様式ファイルのアップロード）方法

- ① ダウンロードのときと同じ手順で、「ガイドライン報告書提出状況」画面を表示させる。
- ② 表示された「ガイドライン報告書提出状況」画面の「報告書アップロード」のアイコンをクリックする。
- ③ 「ガイドライン報告書アップロード」画面の「ガイドライン報告書」-「参照」ボタンをクリックする。

- ④ チェックリストの最終保存ボタンを押すことで作成される提出用の様式ファイルを選択し、「アップロード」ボタンをクリックする。

※（１）及び（２）については、「研究機関事務代表者向け操作マニュアル 9. ガイドライン報告書編」を参照してください。

※e-Rad の操作方法については、「e-Rad 操作マニュアル 0. はじめに」を参照してください。

※「研究機関事務代表者向け操作マニュアル 9. ガイドライン報告書編」及び「e-Rad 操作マニュアル 0. はじめに」は、e-Rad ポータルサイトの画面上部のメニューにある「操作マニュアル」からダウンロードできます。

#### 4. 機関におけるチェックリストの活用等について

チェックリストには、「機関情報」シートの下部に、全ての機関が実施する必要があるチェック項目についての評価結果表（「実施済」等としたチェック項目数のカウンター）、「自動メッセージ表示欄」と「状況説明欄」を設けています。

「自動メッセージ表示欄」には、実施する必要があるチェック項目のうち、「実施済」とされていないチェック項目がある機関に対して、当該チェック項目の数及び項目番号が明示され、それらについて対応を促すメッセージが表示されます。

メッセージが表示された機関については、現状において、ガイドラインへの対応が十分でないことを認識し、該当する全てのチェック項目が「実施済」となるよう速やかに取り組んでいただくとともに、「状況説明欄」に体制整備等が終了する予定時期等について記述してください。

また、全てのチェック項目が「実施済」である機関についても、その状況が今後も維持継続できるよう取り組むことはもちろんのこと、既存の取組がより実効性のあるものとなるよう、一層の改善を図っていくことが強く期待されます。

#### 5. その他

##### （１）「よくある質問と回答（FAQ）」

チェックリストに関する「よくある質問と回答（FAQ）」を、文部科学省ホームページ（[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1302200.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1302200.htm)）に掲載しておりますので、チェックリストの作成に当たって適宜参照してください。

##### （２）提出されたチェックリストの取扱い

提出されたチェックリストは、配分機関に提供します。

##### （３）ガイドライン第7節に定める履行状況調査

文部科学省では、競争的研究費等の配分を受ける全ての機関のうちから、毎年度定める実施方針等に基づき抽出した機関を対象として、当該機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について把握するための履行状況調査を行っています。当該調査の対象となった機関には別途連絡します。

**【本件問合せ先】**

文部科学省科学技術・学術政策局

参事官（研究環境担当）付競争的研究費調整室

e-mail : kenkyuhi@mext.go.jp

電話 : 03-5253-4111（内線 3827, 3862）

**【添付資料1及び2に関する問合せ先】**

文部科学省研究振興局

学術研究推進課企画室指導・普及係

e-mail : shido@mext.go.jp

電話 : 03-5253-4111（内線 : 4095）

**【e-Radの操作方法に関する問合せ先】**

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）

ヘルプデスク

電話 : 0570-057-060

受付時間 : 9:00～18:00（平日）

（土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始  
（12月29日～1月3日）を除く。）